小城市物品購入単価契約書

　１　契約件名

　２　品名及び規格　　　　別紙のとおり

　３　契約期間　　　　令和　　　年　　　月　　　日　から

　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日　まで

　４　納入場所

　５　契約単価　　　　別紙のとおり

　６　契約保証金

　上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な物品購入単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書の内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自当該電磁的記録を保有するものとする。

　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　発注者　　住　所　小城市三日月町長神田2312番地2

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　小城市長　江里口　秀次

　　　　　　　　　　受注者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、図面、入札説明書及び入札説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品購入の単価契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、頭書記載の物品（以下「物品」という。）を契約期間内に納入し、発注者に引渡すものとし、発注者は、発注品の数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税の額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をいう。以下「契約代金」という。）を支払うものとする。

３　受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、物品を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

８　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

　（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示、請求、通知、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

４　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

　（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　受注者は、物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

　（契約の保証）

第３条の２　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

　(１)　契約保証金の納付

　(２)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

　(３)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

２　前項の保証に係る契約保証金の額又は保証金額（第４項において「保証の額」という。）は、契約単価に発注予定数量を乗じて得た金額の10分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。

４　契約単価の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約単価に発注予定数量を乗じて得た金額の10分の１に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

　（発注方法）

第４条　発注者は、この契約に基づき発注する場合は、発注書により行うものとする。

　（納入期限）

第５条　受注者は、発注者が特別に納入期限を指定する場合を除き、発注書を受理した日から15日以内に物品を納入しなければならない。

　（納入方法）

第６条　受注者は、物品を納入するときは、納品書を添えて納入するものとする。

　（仕様書等又は物品の納入に関する指示の変更）

第７条　発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等又は物品の納入に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は物品の納入に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約期間又は契約単価若しくは納入期限を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

　（物品の納入の中止）

第８条　発注者は、必要があると認めるときは、物品の納入の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　発注者は、前項の規定により物品の納入を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は契約単価若しくは納入期限を変更し、又は受注者が物品の納入の続行に備え物品の納入の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

　（受注者の請求による納入期限の延長）

第９条　受注者は、その責に帰すことができない事由により納入期限内に物品の納入を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

　（契約期間又は納入期限の変更方法）

第10条　契約期間又は納入期限（以下「契約期間等」という。）の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から７日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約期間等の変更事由が生じた日（前条の場合にあっては、発注者が納入期限の変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

　（契約単価の変更方法等）

第11条　契約単価の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から７日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約単価の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

　（一般的損害）

第12条　物品の引渡し前に物品に生じた損害その他物品の納入に当たり生じた損害（次条第１項、第２項若しくは第14条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

　（第三者に及ぼした損害）

第13条　物品の納入に当たり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不適当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合その他物品の納入に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

　（不可抗力による損害）

第14条　受注者は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、物品の納入が不可能となったときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、契約の解除を請求することができる。

２　発注者は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより物品の納入が不可能となったことが認められる場合は、受注者の契約の解除の請求を承認するものとする。

　（物価等の変動に基づく契約単価等の変更）

第15条　発注者又は受注者は、契約期間内に予期することのできない異常な物価等の変動により、契約単価が著しく不適当であると認められるに至ったときは、発注者と受注者との協議の上、契約単価又は仕様書等の内容を変更することができる。この場合における協議については、第11条の規定を準用する。

　（納入及び検査）

第16条　発注者は、受注者から第５条に基づく物品の納入があったときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上検査を行い、合格したときは、受注者は直ちに当該物品を発注者に引渡さなければならない。

２　前項の場合において、物品の納入に要する費用及び検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

３　受注者は、物品が第１項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日時までに代品を納入するものとし、この場合においては前２項の規定を準用する。

　（契約代金の請求及び支払）

第17条　受注者は、前条第１項の検査に合格したときは、引渡しを完了した物品について、書面により契約代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責に帰すべき事由により前条第１項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

　（第三者による代理受領）

第18条　受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第

三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

　（契約代金の不払いに対する契約の中止）

第19条　受注者は、発注者が第17条に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、この契約を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が契約を一時中止した場合において、必要があると認められるときは納入期限を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

　（契約不適合責任）

第20条　発注者は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(１)　履行の追完が不能であるとき。

(２)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(３)　物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(４)　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

　（履行遅滞の場合における損害金等）

第21条　受注者の責に帰すべき事由により納入期限内に物品を納入することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、当該契約代金につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法第８条第１項に規定する率」という。）の割合で計算した額とする。

３　発注者の責に帰すべき事由により、第17条第２項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領の契約代金につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第８条第１項に規定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

　（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第22条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額に消費税及び地方消費税の額を加算した額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

　(１)　受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、受注者に対し同法第61条第１項の排除措置命令又は同法第62条第１項の納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行った場合で、当該命令が確定したとき。

　(２)　受注者が、公正取引委員会が行った排除措置命令等に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

　(３)　受注者（受注者が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項の罪を犯し、その刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第８条第１項に規定する率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

　（発注者の解除権）

第23条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

　(１)　その責に帰すべき事由により、納入期限後相当期間内に物品の納入が完了しないと明らかに認められるとき。

　(２)　前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

　(３)　第24条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

　(４)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

　　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）

　　イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

　　ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　　エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　　オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　　カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

　　ク　役員等（受注者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者を、受注者が個人である場合にあっては当該個人以外の者で支配人であるもの又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）にイからキまでに掲げる者がいる者

　　ケ　イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

　　コ　下請契約に当たり、その相手方がアからケまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

　　サ　アからケまでのいずれかに該当する者を下請契約の相手方としていた場合（コに該当する場合を除く。）に、発注者からの当該契約の解除の求めに従わなかった者

２　発注者は、前項及び前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

３　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

　（契約が解除された場合等の違約金）

第23条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額に発注予定数量を乗じて得た金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

　(１)　前条第１項の規定によりこの契約が解除された場合

　(２)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合（次条第１項の規定により解除した場合を除く。）は、前項第２号に該当する場合とみなす。

　(１)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

　(２)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

　(３)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の場合（前条第１項第４号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第３条の２の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項の違約金に充当することができる。

４　前項の規定は、前条第１項第４号の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。この場合において、前項中「担保」とあるのは、「担保（利付国債に限る。）」と読み替えるものとする。

　（受注者の解除権）

第24条　受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

　（解除の効果）

第25条　契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に物品の納入を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

　（保険）

第26条　受注者は、任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものをすみやかに発注者に提示しなければならない。

　（賠償金等の徴収）

第27条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日まで支払遅延防止法第８条第１項に規定する率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払遅延防止法第８条第１項に規定する率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

　（紛争の処理）

第28条　受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責に帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

　（契約保証金の還付）

第29条　発注者は、受注者がこの契約に基づく履行が完了したときは、遅滞なく第３条の２の規定による契約保証金を還付しなければならない。この場合において、契約保証金には利息を付さないものとする。

　（契約外の事項）

第30条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 規格 | 数量 | 単位 | 単価 | 摘要 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |